

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 添付書類も含めたe-Taxの普及・定着

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、納税者等がe-Taxを利用して申請等を行うことは、納税者等の利便性の向上につながることから、引き続き、添付書類も含めたe-Taxの普及・定着に向けて利用勧奨をお願いします。

2 税を考える週間行事

本年度の「税を考える週間」では、近鉄大阪線大阪上本町駅と天王寺動物園での「税を考える週間街頭キャンペーン」を実施し、天王寺税務署・なにわ南府税事務所での「小学生の税の書道展」を実施しています(11月1日～11月30日)。

また、本年は、上宮高校書道パフォーマンス部の皆さんに、税を考える週間のメインテーマである「これからの社会に向かって」を書いていただき、街頭キャンペーン時に掲示するとともに、天王寺税務署・なにわ南府税事務所では11月中に展示をし、啓発活動を行っています。

3

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

1 キャッシュレス納付の利用拡大について(別添1)

国税の納付方法においては、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指しております。利便性の高い以下のキャッシュレス納付についての積極的な利用勧奨をお願いいたします。

○ ダイレクト納付

☞ 源泉所得税の毎月納付がある方におすすめ

○ 振替納税

☞ 所得税の確定申告等を毎年される方におすすめ

○ インターネットバンキング等による納付

☞ e-Taxで申告されている方におすすめ

○ クレジットカード納付

☞ 事前登録不要、クレジットカードを利用されている方におすすめ

※ 令和4年12月からスマートフォンを使用した決済サービスを導入予定

4

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

2 PDFファイルによる電子納税証明書について(別添2)

令和3年7月から、PDFファイルによる電子納税証明が発行可能となりました(令和4年9月20日(火)からはスマートフォンからでも使用可能)。

納税者にとって以下のとおり、非常に利便性の高いサービスでありますので、積極的なキャッシュレス納付とともに積極的な利用勧奨をお願いいたします。

※ マイナンバーカード等の電子証明書の取得や、ICカードリーダーが必要となります。

○ 利便性

- ☞ 取得から90日間であれば何度でも印刷できます。
- ☞ 手数料が安価(400円⇒370円)です。

5

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

3 申告所得税予定納税第2期分の納期限について

申告所得税予定納税第2期分の納期限・振替納税日は、令和4年11月30日(水)となっております。

関与先の期限内納付につきまして、ご指導をよろしくお願いいたします。

なお、減額申請の期限は、11月15日(火)です。

4 納税表彰式について

令和4年度納税表彰式が次のとおり開催されます。

- ・ 日時:令和4年11月16日(水) 16時15分～17時15分
- ・ 場所:ホテル アウィーナ大阪

6

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

5 作文表彰式について

令和4年度作文表彰式について次のとおり開催されます。

- ・ 開催日:令和4年12月15日(木)
- ・ 場 所:天王寺区役所講堂

なお、中学生の作文について、「近畿税理士会天王寺支部長賞」として以下の2作品が内定されましたので、ご紹介いたします。

題名	学校名	氏名
地方赤字鉄道と税金について	清風中学校	泉 直斗
コロナ禍後の税金の役割	大阪星光学院中学校	栢木 悠紀

7

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

1 期限内納付のお願い(別添3)

個人・法人に関わらず、特に消費税の期限内納付のための納税資金の確保につきまして、引き続きのご指導をお願いいたします。

「納税は期限内に」の資料にもありますように、ダイレクト納付など便利な納税方法もありますので、未利用の方につきましては、ご検討・ご指導をよろしくお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

2 阿倍野税務署管内の納税者の納付相談(別添4)

納付相談等につきましては、通常、管轄税務署において行っているところですが、現在、阿倍野税務署には納付相談等担当する徴収職員が常駐しておらず、天王寺税務署の徴収職員が、阿倍野税務署管内の納税者に対しても納付相談等の事務を担当しています。

従いまして、阿倍野税務署管内の関与先につきましては、納付相談等の必要がありましたら、天王寺税務署にて対応する旨ご周知いただき、下記の専用電話に連絡するようご指導願います。

※ 阿倍野税務署 徴収担当 専用電話 06-6628-0229
(天王寺税務署の徴収職員が応対いたします。)

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

【個人課税関係】

1 令和4年分確定申告期における申告書作成会場等

天王寺税務署の申告書作成会場は、令和5年2月16日(木)から3月15日(水)まで、天王寺税務署2階大会議室で開催いたします。

地区相談会場については、開設いたしません。

なお、年金所得者等を対象とした確定申告期前の来場案内を実施する予定としており、税理士支部独自事業での無料相談会場開設など、税務支援をよろしく願いいたします。

確定申告作成会場での申告相談は、前年に引き続き、LINEを使ったオンライン事前発行等の入場整理券方式により、申告相談を行います。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、未確定の部分が多いのですが、確定申告に関することで詳細が決まりましたら、お知らせいたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

2 自宅等からのe-Tax申告の推進

税務署でスマホ申告を推奨する広報に努めております。

先生方の関与先従業員の方に対しまして、ご周知いただきますよう、よろしく申し上げます。(別添5、6)

11

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

3 法定調書の提出に係る留意事項(別添7、8)

法定調書の提出について、令和3年1月提出分から、e-Tax又は光ディスクによる提出義務基準が100枚以上に引き下げられています。

基準年は前々年となりますので、令和3年の提出枚数をご確認願います。

なお、提出義務の判定は、法定調書の種類ごととなりますのでご注意ください。

法定調書作成の際は、e-Taxソフト(WEB版)でCSV読込を行うことにより、便利に作成できますので、リーフレット裏面をご参照願います。

12

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

【資産課税関係】

・ 相続税申告のe-Tax利用の推進(別添9)

e-Taxによる相続税の申告には、

- ・ 添付書類はイメージデータ(PDF形式)で送信可能
- ・ データ管理・ペーパーレス化が可能

などのメリットがございますので、相続税申告につきましても積極的なe-Taxの利用をお願いします。

13

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

1 インボイス制度説明会の開催

事業者の方がインボイス制度への理解を深めていただいた上で、準備を進めていただけるよう、「インボイス制度説明会」を開催しています。

また、登録申請手続にご不明点のある方に向け、制度説明会の後に「登録申請相談会」を開催しています。

インボイス制度説明会 開催日程表

開催日時	説明会等の名称	開催場所	定員	その他
令和4年11月14日(月) 14:00～15:00(制度説明会) 15:00～15:15(登録相談会)	(消費税の仕組みから知りたい方向け) ・インボイス制度説明会 ・登録申請相談会	天王寺納税協会 3階会議室	各回 20名	事前予約 ^(※) 必要 11月11日17時まで
令和4年11月14日(月) 15:30～16:30(制度説明会) 16:30～16:45(登録相談会)	・インボイス制度説明会 ・登録申請相談会			
令和4年12月12日(月) 14:00～15:00(制度説明会) 15:00～15:15(登録相談会)	(消費税の仕組みから知りたい方向け) ・インボイス制度説明会 ・登録申請相談会			事前予約 ^(※) 必要 12月9日17時まで
令和4年12月12日(月) 15:30～16:30(制度説明会) 16:30～16:45(登録相談会)	・インボイス制度説明会 ・登録申請相談会			

(※) 天王寺税務署(06-6772-1281)に電話していただき、「インボイス説明会の予約」とお伝えください。

14

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

2 年末調整に関する周知・広報のお願い

国税庁ホームページ内に「年末調整がよくわかるページ」を開設し、年末調整の際に使用する各種様式、手引等を掲載しています。

貴支部ホームページへのバナー掲載や、「年末調整がよくわかるページ」のURL又はQRコードを機関紙(誌)等への掲載について、ご協力をお願いします。

■QRコード



年末調整がよくわかるページ(令和4年分)

年末調整に関するパンフレットに代え、リーフレットを送付することとなりました。

重要なお知らせ

平素は税務行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
今年、年末調整に関する情報をまとめた「年末調整がよくわかるページ」を国税庁ホームページに掲載しました。それに伴い、毎年世様に送付しておりました以下の年末調整に関するパンフレットの送付に代えて、リーフレットを再封しています。

ごちらは同封しておりません



なお、年末調整等に関するパンフレットは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

年末調整がよくわかるページはこちら



大阪国税局・税務署

15

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

また、国税庁ホームページ内に「年末調整手続の電子化に向けた取組について」ページを設け、電子化の導入方法や年調ソフトの使用方法に関する周知・広報に取り組んでいるところです。

貴支部ホームページへのバナー掲載や、「年末調整手続の電子化に向けた取組」のURL又はQRコードを機関紙(誌)等への掲載について、ご協力をお願いします。

■QRコード



年末調整手続の電子化に向けた取組について

16

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

3 添付書類も含めたe-Taxの利用について

納税者等の利便性の向上や、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進に向け、関与先への積極的な「添付書類も含めたe-Taxの利用」勧奨をお願いします。

多くのベンダソフトは他社ソフトと互換性を持たせるなど、ベンダ側の改善も図られています。

不明な点は右表を参考にしていただき、直接ベンダへ確認してください。

ベンダ名	関与先についての問合せ先(各ベンダソフトの担当者)
日本ICS	【問合せ先】 サポートセンター 050-3142-1215 ※ 日本ICSで輸入し及対応の要す(自便型輸入の場合を除く)。
JDL	【問合せ先】 JDL BEXプラザ 02-6608-7121
セイロン ソフト	【問合せ先】 サポートセンター 050-3155-8170 ・ 「お問い合わせください」 ・ お客様の要望に「お客様専用(ソフトウェア)保証期間」が保証となります。 ※ 保証期間を延長していただく場合は別途ご契約が必要です。 ※ 保証期間延長については、お問い合わせください。
MJS (RDO情報サービス)	【問合せ先】 ソフト導入時の資料等に電話番号の記載があります。 その中の番号に該当するご確認ください。
NTTデータ	【問合せ先】 法人ヘルプデスク 0120-004-723
TKC	【問合せ先】 ・ 京都SOGサ-ビスセンター(京都府、京都市) 075-212-1209 ・ 大阪SOGサ-ビスセンター(大阪府、大阪市) 06-2325-1271 ・ 大宮SOGサ-ビスセンター(埼玉県、大宮市) 06-2212-8611 ・ 福岡SOGサ-ビスセンター(福岡県、福岡市) 075-438-8388 ・ 神奈川SOGサ-ビスセンター(神奈川県、横浜市) 075-241-2821 ・ 香取SOGサ-ビスセンター(千葉県、香取市) 078-281-8621
ソフト (東証)	【問合せ先】 サポートセンター 05-6454-6130

※ 各ベンダのHP掲載情報をご確認ください。

17

支部提案議題

1 「税を考える週間」について

2 新年研修会について

3 中高生による税に関する作文コンクールについて

4 令和4年分所得税確定申告期における税務相談について

5 その他

税金の納付は

簡単・便利な

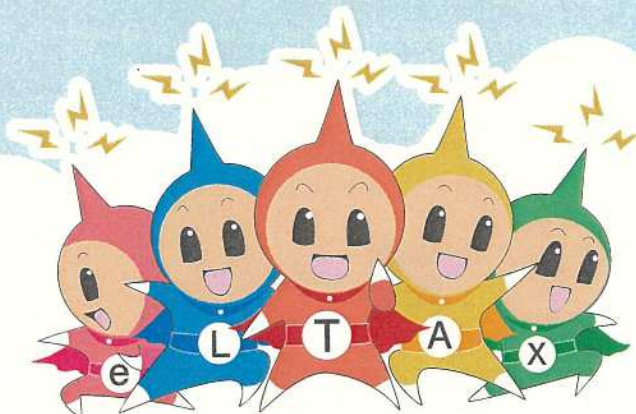
ダイレクト納付で 業務効率化！

ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税庁e-Taxキャラクター：
イータ君



eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

BEFORE

これまでは…



- ✔ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- ✔ 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ✔ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ✔ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ✔ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…



AFTER

これからは



- ✔ オフィスや自宅からPCで納付できます！
- ✔ 窓口で待たなくてもいい！
- ✔ PCで申告から納税まで一度でできます！
- ✔ 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- ✔ (地方税の場合)全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！





ダイレクト納付を始めるには？

国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(e-Tax) 利用可能金融機関

- ✓ (初めてのの方は) e-Taxの利用開始手続きからスタート！
- ✓ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



◀ 詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

※法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(eLTAX) 共通納税対応金融機関

- ✓ (初めてのの方は) eLTAXホームページのPCdesk(WEB版)から利用開始手続きスタート！
- ✓ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出！



◀ 詳細はこちら

※ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PCdeskから利用届出を行い、利用者IDを取得してからダウンロードできます。



ダイレクト納付の利用方法

国税の場合は

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP
「Web-Tax-TV」



手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。
e-Taxホームページ <https://www.e-tax.go.jp/>

地方税の場合は

- 1 PCdesk(DL版)などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。
- 2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する
- 3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk
マニュアル



手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

国税の **簡単・便利**な キャッシュレス納付!

国税ではダイレクト納付以外にも
便利なキャッシュレス納付を
ご用意しています。

振替納税 | 振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に
係る国税を口座引落により納付する方法です。

**インターネット
バンキング等** | インターネットバンキング口座など
から納付する方法です。

こんな方におススメ! 申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出
する必要のある方

- ✓ 申請手続は最初だけ!
- ✓ 初年度以降は自動で引き落とし!
- ✓ オンラインでも申請が可能!

※オンラインでの申請が利用可能な金融機関については、
国税庁ホームページをご確認ください。

✓ パソコンやスマホから簡単に納付!

※利用可能な金融機関については、
「ペイジー」(<https://www.pay-easy.jp/>)でご確認ください。

**クレジット
カード納付** | インターネット上のクレジットカード支払の機能
を利用して、納付受託者が運営する専用サイト
から納付受託者に納付を委託する方法です。

スマホアプリ納付 | スマホアプリを利用した新しい
納付の手段です。

- ✓ 事前手続きは不要!
- ✓ 専用サイトはこちらから ▶
<https://kokuzei.noufu.jp/>



※納付税額に応じた決済手数料がかかります。(手数料は国の収入にはなりません。)



令和4年12月導入開始予定!

詳しい情報は国税庁ホームページに今後
掲載しますので、是非ご確認ください!

e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報については、
e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが
稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

火曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
月・土・日・休祝日(メンテナンス日を除きます。) 8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページをご確認ください。

地方税のキャッシュレス納付!

- 地方税も、多くの都道府県・市区町村で口座振替、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入
されています。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- さらに、令和5年4月から、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付がeLTAXで可能となる予定です。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの接続環境、PCdeskの操作方法、よくあるご質問については、eLTAXホームページで詳しくお知らせ
しておりますので、ご覧ください。
ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAXホームページのお問い合わせフォームでお問い合わせください。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷物の紙へ
リサイクルできます。
令和4年9月



電子納税証明書(PDF)が とても便利です！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

メリット その1 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！

メリット その2 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)！
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その3 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信
↓
そのまま自宅等で受取



1

STEP

自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法については、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)について(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)



2

STEP

手数料の納付

e-Taxソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1税目×1年度 1枚あたり 370円です。



3

STEP

電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)がダウンロードできるようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90日間です。
※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

ご存じですか？



納税証明書（電子申請分）の交付手数料は、 ATM（ペイジー）で納付できます！

〔ATM画面イメージ〕

① 「料金払込（ペイジー）」を選択してください。

ご希望のお取引を選択してください。

お預入れ	お引出し
通帳記入	残高照会
送金	定額・定期お預入れ
その他	料金払込(ペイジー)

② 「手入力」を選択してください。

払込情報の入力方法を選択してください。

払込書読取	手入力
取消	

(注) 払込書はございません。

③ 収納機関番号等を入力してください。

確認番号
確認番号を入力し「確認」を押してください

収納機関番号 00100
お客様番号 1234567890
確認番号 12345

1 2 3
4 5 6
7 8 9
訂正 0 確認

収納機関番号「**00100**」
(行政手数料の収納機関番号)

お客様番号「**納付番号**」

確認番号「**確認番号**」

ATMに行く前に・・・！！

e-Taxのメッセージボックスに格納される「納税証明書発行受付結果（受信通知）」から、**納付番号**と**確認番号**をお控えください（印刷可能です）。

④ 内容を確認してください。

確認
内容がよろしければ「確認」を押してください

振込先	財務省会計センター
お客様番号	1234567890
お名前	
振込内容	

取消 確認

(注) 振込先は財務省会計センターです。

⑤ お支払い方法を選択してください。

お支払い方法を選択してください

振込金額
370円

現金 通帳・カード

引き続きATM画面の案内に沿って操作してください。

(注) 手数料の電子納付ができる期間は、納税証明書発行受付結果がメッセージボックスに格納された日から30日間です。



大阪国税局・税務署

R4.7

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に! スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

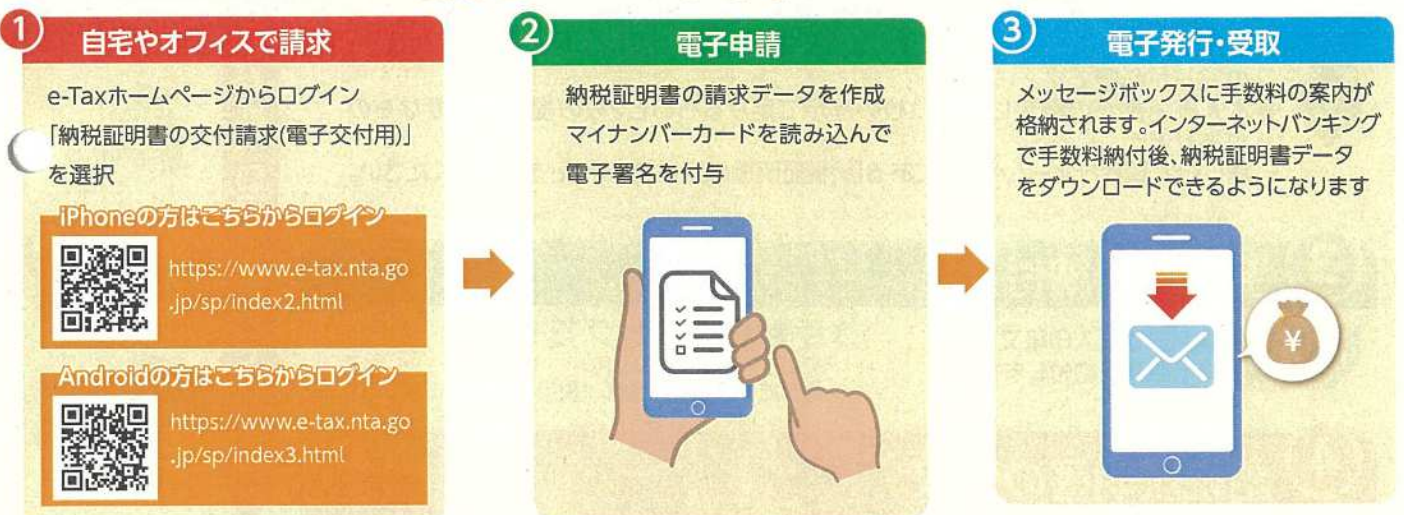
電子納税証明書(PDF)の**請求**から**受取**まで新たに**スマホ**でもできるようになりました!

電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



.....簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ.....



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!



納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



事前にオンラインで請求することにより、窓口での待ち時間が短縮できます。

オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合)

1 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



2 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続です。



3 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円

書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

4 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダーの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

消費税及び地方消費税の納税は期限内に



消費税及び地方消費税の税率は、10%です(注1)。
基準期間(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。 (注1) 飲食物品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者になります。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。
 ※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率2.0%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 農林漁業(飲食物品の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食物品の譲渡に係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する 納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和3年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

【受付時間】 8:30 ~ 17:00 (土日祝除く)



詳しくはこちら↑



阿倍野税務署管内の納税者の皆様へ

○ 納税に関するご相談について

阿倍野税務署の納税に関する相談（徴収関係業務）につきましては、天王寺税務署 徴収部門で行っています（阿倍野税務署に、納付の相談を担当する職員は常駐していません）。

納税に関するご相談を希望される場合は、次の専用電話にご連絡ください（天王寺税務署 徴収部門の職員が応答します）。



◎天王寺税務署のご案内

〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝 2丁目 11番 25号

☎ 06-6772-1281 代



※ ご不明な点がございましたら、「阿倍野税務署 徴収担当 専用電話」又は「天王寺税務署（徴収部門）」までお問い合わせください。

自宅から **スマホ** で **申告**

してみませんか？

簡単・便利



スマホカメラで
源泉徴収票を
読み取りできます！

ご自宅で

確定申告期間は24時間
いつでも利用可能
※メンテナンス時間を除く

専用画面

スマホ専用画面で
見やすく操作が簡単

自動計算

画面の案内に沿って
入力するだけ

添付書類不要

書類の記載内容を入力・
送信することで添付省略
※一部の書類は除く

持参・印刷・郵送不要

税務署への持参が不要
印刷・郵送代が不要

早期還付

還付金の振込みが早い
※2月末までに提出した場合に2～3週間程度で還付
(書類提出の場合は4～6週間程度で還付)

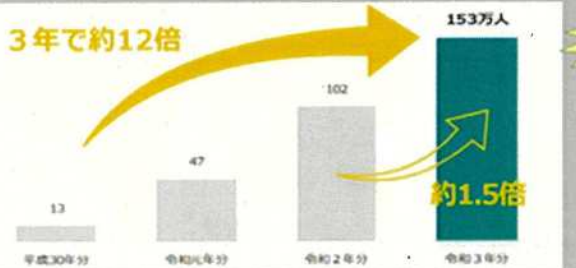
NEW 令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に！

- ・青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
- ・マイナンバーカードの読取回数が削減※

※過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定の条件を満たしている場合



3年で約12倍



スマホ申告増加

全国で **153万人** が、
自宅からスマホを
使ってe-Taxで申告

詳しくは裏面をご覧ください!! ▶▶▶

大阪国税局・税務署

戸建て・マンションを購入された方へ


購入した時にメモしておけば、確定申告の入力がスムーズにできるよ！

住宅ローン控除は自宅から

～ 24 時間対応*！ 入力は簡単！

e-Tax なら早期に還付されます！ ～ **簡単申告！**

* 一部の期間を除きます




準備するもの

<ul style="list-style-type: none"> ○給与所得の源泉徴収票（住宅に入居した年分のもの） ○マイナンバーカード ○マイナンバーカード対応のスマートフォン 	<ul style="list-style-type: none"> ★住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ★住宅（及び土地）の登記事項証明書 ★住宅（及び土地）の売買契約書や工事請負契約書 ★交付を受けた補助金等の額を証する書類
---	---

※ ★印の書類は提出が必要ですが、e-Tax であればイメージデータ（PDF 形式）で送信が可能です。

【確定申告書の作成（入力）に向けた事前準備】

<p>契約締結年月日</p> <p>令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p>	<p>住宅に居住を始めた年月日</p> <p><small>住民票を異動した日を記入してください</small></p> <p>令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p>
<p>住宅に関する事項</p> <p>取得対価の額（売買契約書などに記載されています）</p> <p><input type="text"/> 円</p> <p><small>消費税の記載がある場合、税込みの金額を記入してください。</small></p> <p>消費税額及び地方消費税額の合計額（10%部分） （売買契約書などに記載されています）</p> <p><input type="text"/> 円</p> <p>自己の専有部分の床面積（小数点第 2 位まで） （登記事項証明書に記載されています）</p> <p><input type="text"/> . <input type="text"/> m²</p> <p><small>※住宅が共有名義の場合のみ</small></p> <p>自己の持分 （登記事項証明書に記載されています）</p> <p><input type="text"/> / <input type="text"/></p>	<p>土地に関する事項</p> <p>取得対価の額（売買契約書などに記載されています）</p> <p><input type="text"/> 円</p> <p><small>※住宅と土地の金額が分かれていない場合は、次の計算方法で算出してください。 住宅と土地の取得価額の合計額 - ((消費税等の金額 × 0.1) + 消費税等の金額) = 土地等の取得対価の額</small></p> <p>1 棟の土地の面積（小数点第 2 位まで） （登記事項証明書に記載されています）</p> <p><input type="text"/> . <input type="text"/> m²</p> <p><small>※マンションの場合のみ</small></p> <p>1 棟の住宅の総床面積（小数点第 2 位まで） （登記事項証明書に記載されています）</p> <p><input type="text"/> . <input type="text"/> m²</p> <p><small>※土地が共有名義の場合のみ</small></p> <p>自己の持分 （登記事項証明書に記載されています）</p> <p><input type="text"/> / <input type="text"/></p>
<p>住宅や土地の取得に関する補助金等</p> <p><small>（すまい給付金や地方公共団体などから交付されるもの）</small></p> <p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> あり（<input type="checkbox"/>家屋 <input type="checkbox"/>土地等 <input type="checkbox"/>家屋及び土地等）</p> <p>補助金等の額 <input type="text"/> 円</p> <p><small>※すまい給付金は、給付基額額（持ち分を乗ずる前の金額）を記入 給付基額額が不明な場合は、給付額×家屋の共有持分で計算した金額を記入</small></p>	<p>年末残高等証明書</p> <p><small>金融機関等から交付されたときに記入してください</small></p> <p>① 住宅借入金等の内訳</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅のみ <input type="checkbox"/> 土地等のみ <input type="checkbox"/> 住宅及び土地等</p> <p>② 年末残高 <input type="text"/> 円</p> <p>③ 当初金額 <input type="text"/> 円</p>

申告書と計算明細書の作成・送信は国税庁ホームページで！ [確定申告](#) 

申告書の作成・送信は **自宅**で 国税庁ホームページから!

STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー

【確定申告書等作成コーナー】

作成開始!

STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算!

スマホなら、カメラで「給与所得の源泉徴収票」を読み取って自動入力!

給与所得がある方の例

STEP3. 申告書をデータ送信

おすすめ マイナンバーカードをお持ちの方

ID・パスワードをお持ちの方

マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ



※ パソコンの場合ICカードリーダーでも可

さらに

マイナポータル連携なら……
各種控除証明書等のデータを
一括取得し、確定申告書の該当
項目に自動入力できます。

国税庁HP
「マイナポータル
連携特設ページ」
はこちら



または

事前発行の
ID・パスワード



ID・パスワード方式
の届出を推奨!
※申告書の控えと一緒に
保管されている場合
があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早目にマイナンバーカードの取得をお願いします。

このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面とは異なる場合があります。

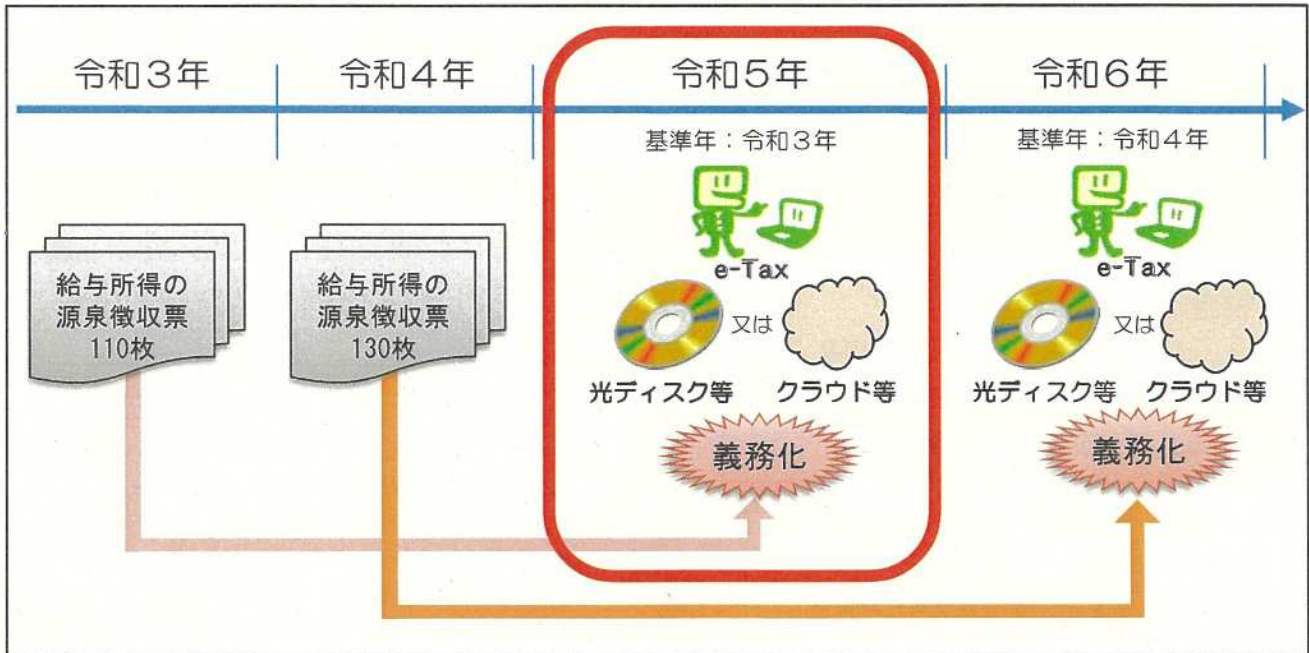
別添 7

e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による提出義務基準について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が**100枚以上**である法定調書については、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等（以下「e-Tax等」といいます。）による提出が必要です。

例えば、令和3年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和5年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



留意事項

- e-Tax等による法定調書の提出が義務付けられていない方が光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。

詳しくは、e-Taxホームページの「法定調書のe-Tax等による提出義務化の概要について」（https://www.e-tax.nta.go.jp/hoteichosho/hoteichosho_gimuka.htm）をご覧ください。

e-Tax 法定調書 義務化

検索



国税庁

法定調書の作成・提出は、**e-Tax** イータックス で!!!

税務署に向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して法定調書を提出することができます。



特に

e-Tax ソフト（WEB版）

eLTAX（地方税ポータルシステム）

を利用すると便利です。

e-Tax ソフト（WEB版）で簡単提出

（対象）

- 「給与所得の源泉徴収票」
 - 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」
 - 「不動産の使用料等の支払調書」
- などの法定調書（裏面参照）

- e-TaxソフトをインストールすることなくWEB上で法定調書の作成・提出ができます。
- 表計算ソフト等により作成したCSVファイルの読込ができます。

eLTAX で市区町村と税務署に同時提出

（対象）

市区町村

「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」

税務署

「給与所得の源泉徴収票」「公的年金等の源泉徴収票」

- eLTAX を利用することで、支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータを同時に作成し、支払報告書は、受給者の住所地の市区町村へ源泉徴収票は、支払者の所轄税務署へ一括提出することができます。

(<https://www.e-tax.jp/new/s/00303/>)

光ディスク等（CD・DVDなど）による提出

e-Tax ソフト（WEB版）で提出できない大量の法定調書（20MB 超、目安 6,000 枚超）を提出する場合には、光ディスク等（CD・DVD など）で提出する方法もあります。

なお、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請が必要です。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzukuyoshiseiyohoteisho/02.htm>)

e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書提出の義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が 100 枚以上である法定調書については、e-Tax、光ディスク等（CD・DVD など）又はクラウド等による提出が義務化されています。

例えば、令和 3 年に提出する「給与所得の源泉徴収票」の提出枚数が 100 枚以上であった場合、令和 5 年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等により提出する必要があります。

(https://www.e-tax.nta.go.jp/hoteisho/hoteisho_gimuka.htm)

e-Tax ソフト (WEB版) で CSV 読込が便利!

- e-Tax ソフト (WEB 版) は、e-Tax ソフト (通常版) のダウンロードやパソコンへのインストールをすることなく、WEB 上での入力により、インターネット経由で、帳票の作成や提出を行うことができます。
- ここでは、エクセルを利用して作成した CSV ファイルを読み込む方式で作成・提出する場合の流れについて説明しています。

- e-Tax ソフト (WEB 版) で作成できる法定調書 (及び同合計表)
 - ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - ・ 不動産の使用料等の支払調書
 - ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - ・ 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - ・ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.go.jp>) にアクセスし、まず、右上部の「各ソフト・コーナー」をクリックし、次に「e-Tax ソフト (WEB 版)」をクリックします。

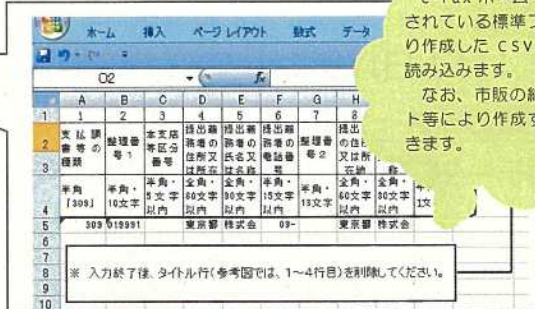
CLICK!!

e-Tax を初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出をしてください。既に e-Tax をご利用の方は②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で法定調書の作成を行います (e-Tax ソフト (WEB 版) を初めて利用する場合のみ、③の手続きが必要です)。



「読み込み」ボタンを選択し、提出する法定調書の CSV ファイルを読み込んだ後、「次へ」ボタンを押します。その後、法定調書合計表を併せて作成します。



e-Tax ホームページに掲載されている標準フォームにより作成した CSV ファイルを読み込みます。なお、市販の給与計算ソフト等により作成することもできます。

電子署名を付与して...あとは、送信するだけ!

(注) e-Tax ソフト (WEB 版) で作成できる法定調書の作成可能データ上限は、データサイズ 20MB (目安 6,000 枚程度) です。



CSV ファイル作成の詳細はコチラ



(<https://www.e-tax.go.jp/e-taxsoftweb/hotetoshosh.htm>)

相続税申告は e-Tax をご利用ください



ポイント1 添付書類はイメージデータで送信可能

「戸籍の謄本」や「印鑑証明書」などの添付書類をイメージデータ（PDF形式）で送信することができます。

- ▶ 添付書類をイメージデータ（PDF形式）で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。送信方法は次のとおりです。



送信方法	内 容	送信可能回数
① 同時送信方式	申告・申請等データの送信時に、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を添付して、同時に送信する方法	1回
② 追加送信方式	申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を追加で送信する方法	10回まで追加送信可能

※ 1回の送信当たり最大 136 ファイル、8.0MB のデータ容量を送信できます。「①同時送信方式」だけではデータ容量が不足する場合、「②追加送信方式」を行うことで、最大 11 回（8.0MB×11 回（88.0MB））まで送信が可能です。

新着情報

令和 4 年 4 月 1 日以後の e-Tax 申告については、①又は②の方法以外に**光ディスク等に添付書類のイメージデータ（PDF形式）を保存して提出**できるようになりました。

添付書類データをまとめて保存して提出できますので、是非ご活用ください。

- ※ 光ディスク等に保存するファイル数は 1,000 ファイル（1 ファイル当たり 50MB まで）まで可能です。
- ※ 提出に当たっては、e-Tax ホームページに掲載している「e-Tax による相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項」をご確認ください。

【掲載場所】 ホーム ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告



留意事項はこちらから

ポイント2 データ管理・ペーパーレス化が可能

送信した申告等はデータで管理できるため、文書管理の効率化が図られます。

- ▶ 送信したデータや受付結果をファイルで保存できるため、データでの管理が可能となり、ペーパーレス化だけでなく、コスト削減（紙代・郵送料・交通費など）につながります。

ポイント3

財産取得者の利用者識別番号のみで申告可能

財産取得者（申告書を提出する方）の

- ・ 利用者識別番号の暗証番号
- ・ 電子証明書（マイナンバーカード等）
- ・ 本人確認書類

が全て不要です。



相続人等が複数いる場合や遠隔地にいる場合でも、申告手続がスムーズ♪
確認方法はフローチャートでチェック！

利用者識別番号の
取得状況を確認

※利用者識別番号は、
①過去に電子申告を行った申告書の控え
②税務署からの郵送物
などから確認できます。



利用者識別番号が分かる

利用者識別番号が分からない
(取得しているか不明)

利用者識別番号を取得していない

※既に取得している利用者識別番号を使用してください。所得税の申告などで既に利用者識別番号を取得している場合は、改めて利用者識別番号を取得する必要はありません。

「変更等届出書」を e-Tax で送信
※税理士による代理送信も可能

「開始届出書」を e-Tax で送信
※税理士による代理送信も可能

利用者識別番号が
【有】の場合

既存の利用者識別番号と仮暗証番号が記載された通知書が、税務署から財産取得者宛に郵送されます。

利用者識別番号が【無】
又は
【廃止】されている場合

利用者識別番号が無い又は廃止されている旨を税務署から代理送信をした税理士等に対して電話によりお伝えしますので、「開始届出書」を e-Tax で代理送信してください。

利用者識別番号等が、
オンラインで即時発行されます。

既に利用者識別番号を取得している場合、新たな利用者識別番号を取得すると、これまで e-Tax で申告した内容を確認することができなくなりますので、ご注意ください。

※ 「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

参考情報

「相続税申告書の代理送信等に関する Q & A」を国税庁ホームページに掲載しています！

【掲載場所】 ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

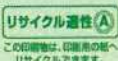


Q&A はこちら

事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）



国税庁 法人番号 7000012050002

令和 4 年 6 月